

財政福祉委員会 説明資料(2)

陽子線がん治療施設整備事業の
一時凍結に伴う増加費用について

平成28年6月27日

健康福祉局

目 次

	頁
1 事業者との契約内容	1
2 事業凍結に伴う増加費用に係る経緯	2
3 一時凍結及び事業再開の理由	3
4 訴状の内容	4

1 事業者との契約内容

(1) 事業者

株式会社 日立製作所中部支社

(2) 契約金額

24,541,469,670円

(3) 契約期間

平成20年12月4日～平成43年3月31日

(4) 内 容

ア 建物、治療装置等の施設整備

イ 治療装置の運転・保守管理

ウ 建物・設備の保守管理

(参考)

契約金額の内訳

(単位：億円)

区 分	金 額
施 設 整 備	約 111
建 物 等	約 40
治 療 装 置	約 71
割 賦 金 利	約 22
治療装置の運転・保守管理 建物・設備の保守管理	約 101
消 費 税 等	約 11
計	約 245

2 事業凍結に伴う増加費用に係る経緯

区分	内容
平成20年3月19日	平成42年度までの債務負担行為270億円の予算(2月市会議決)
12月4日	(株)日立製作所中部支社と事業契約を締結(11月市会議決)
平成21年9月18日	事業契約書第26条第1項に基づき、陽子線がん治療施設整備事業を一時凍結
10月24日	公開討論会を開催
平成22年1月4日	一時凍結を解除
3月2日	建設工事着工
平成23年6月2日	(株)日立製作所中部支社から一時凍結にともなう増加費用の請求書提出(約4億8600万円)
平成24年1月16日	本市代理人を選任し、(株)日立製作所と協議を開始
平成25年2月25日	治療開始
3月8日	(株)日立製作所が、横浜弁護士会紛争解決センターにおける裁判外紛争解決手続(ADR)を申立(約3億9200万円)
平成26年4月3日	適正な金額で合意できた場合は支払に応じるため、ADR協議に参加(計8回)。ただ、和解に応じることを前提にしたものではない。
平成27年4月28日	ADRのあっせん人から和解案提示(約1億5300万円)
平成28年3月24日	合意に至らず、あっせん人によりADR打ち切り
4月22日	(株)日立製作所が、名古屋地方裁判所に提訴(約3億8200万円)
6月7日	訴状送達

3 一時凍結及び事業再開の理由

区 分	理 由
一時凍結	<p>○一旦立ち止まって考える</p> <p>○夢のある市民にとって大変必要な施設だという説もある、一方そうではない、市としては、子どもの予防医学や救急・周産期などに集中すべきだという意見もある</p> <p>○賛成、反対それぞれの専門家に集ってもらい、討論会を開催し、結論を得る</p> <p>○患者数が 800 人だと言われているが、それは違うと思っている</p>
事業再開	<p>○がん患者さんの期待は大きい</p> <p>○中止した場合 50 億円を超える損害賠償を求められる可能性がある</p> <p>○再開に当たっての条件をつけた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンサーボードの設置 ・ 外部評価委員会の設置 ・ 近隣自治体や地域の医療機関との連携

注：キャンサーボードとは、専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するための検討会をいう。

4 訴状の内容

(1) 事件の表示等

事件番号	平成28年(ワ)第1774号 増加費用請求事件
原告	株式会社日立製作所
被告	名古屋市
訴状送達日	平成28年6月7日
第1回口頭弁論期日	平成28年7月14日
訴訟請求額	382,068,259円
貼用印紙額	1,169,000円

(2) 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金3億8206万8259円及びこれに対する平成23年6月3日から支払済みまで年3分7厘の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

(3) 請求の理由

- 被告が原告に発注した陽子線がん治療施設に関する工事をその責めに帰すべき事由に基づき一時中止したことにより原告に生じた増加費用の支払いを求めらる。
- 被告は、本件事業契約書第26条第2項に基づき、原告に生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用の負担義務を負うものである。

(4) 増加費用の内訳等

(単位：円)

区 分	当初請求額 (平成23年6月2日)	ADR申立額 (平成25年3月8日)	ADR和解案 (平成27年4月28日)	訴訟請求額 (平成28年4月22日)
凍結期間中に 要した費用	72,375,972	70,762,822	27,878,996	70,967,606
再開に 伴う費用	83,894,849	79,421,346	19,076,447	77,285,405
工程延長に 伴う費用	306,614,417	223,237,173	97,774,643	215,621,522
消費税	23,144,261	18,671,066	税込で計算	18,193,726
遅延利息	—	—	8,683,805 年率6%で1年分	—
計	486,029,499	392,092,407	153,413,891	382,068,259

注1：遅延利息については、ADR申立額においては平成23年6月から起算して年率3.1%、訴訟請求額においては同月から起算して年率3.7%で日立製作所から申し立てられた。

注2：このほか、貼用印紙額はじめ訴訟費用を負担するよう申し立てられた。

(5) 今後の方針

訴状の内容を確認し、適切に対応していく。

